

大阪市住吉区役所広報紙「広報すみよし」広告掲載にかかる広告事業者募集要項

民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市住吉区役所広報紙「広報すみよし」に広告枠を設け、この枠について、広告募集等を行う事業者を、次のとおり募集します。

1 広告媒体

大阪市住吉区役所広報紙「広報すみよし」令和7年5月号～令和8年4月号
広報紙発行部数や広告掲載箇所等の詳細は、仕様書4を参照

2 事業内容

広告募集、申込受付、広告内容の審査、広告データの作成及びこれらに付随する一切の業務

3 最低価格

金2,281,282円（消費税及び地方消費税を含む）

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り、応募することができます。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

（2）価格提案書提出日において、

ア 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び
同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

（3）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属するものでないこと。

（4）国税及び大阪市税の滞納がないこと。

（5）令和4年・5年・6年度大阪市入札参加資格者名簿に、業務委託種目「04-02：広告代行」
で登録しており、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格審査申請を行っていること。

5 価格提案参加申込方法等

（1）申込受付期間

令和7年1月27日（月）～令和7年2月14日（金）

（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時、ただし、午後0時15分～午後1時を除く）

（2）申込受付場所

大阪市住吉区役所3階 総務課（大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号）

（3）申込に必要な書類

ア 申込書兼誓約書（所定様式）

イ 誓約書（所定様式、A4サイズ両面。表面と裏面を別々に印刷した場合は必ず割印を
押してください。）

ウ 会社概要

（4）申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所まで提出してください。

なお、郵送の場合は簡易書留にて、令和7年2月14日（金）必着で送付してください。

（5）受付証の交付等

受付証（申込書兼誓約書の写しに受付印を押印したもの。）を交付します。郵送にて申込の場合は、令和7年2月20日（木）（予定）に送付します。

6 質問書の提出

（1）質問書受付期間

令和7年1月27日（月）～令和7年2月7日（金）

（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時、ただし、午後0時15分～午後1時を除く）

（2）質問書の提出方法

書面（様式不問）により5（2）へ、持参又はメールで送付してください。

（質問書提出用メールアドレス tu0001@city.osaka.lg.jp）

（3）回答方法

令和7年2月13日（木）（予定）に、大阪市住吉区役所ホームページへ掲載します。

7 価格提案及び審査

（1）価格提案及び審査の日時

価格提案日 令和7年2月28日（金）

価格提案書提出期限 午後2時30分

審査開始時間 価格提案書の投函締切り後即時

※価格提案審査は、入札室に設置している時計が午後2時30分になると同時に開始し、価格提案開始後の価格提案はできません。

（2）価格提案書の提出及び審査の場所

住吉区役所3階 第2会議室（大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号）

（3）持参書類等

ア 受付証（申込書兼誓約書の写しに受付印を押印したもの。電子メールで交付された場合は印刷してお持ちください。）

イ 価格提案書（所定様式）

ウ 委任状（代理人により応募しようとする場合）

エ 代表者の印鑑（再価格提案の際、必要）

（4）価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要事項を記入、押印のうえ、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に、入札箱に投函してください。

（5）提案価格の表示（価格提案書参照）

1 枠あたり単価及び単価に枠数を乗じた金額、合計額を記載することとします。

（6）受注予定者の決定

ア 本市が設定する最低価格以上で最高の価格をもって価格提案をした者を、受注予定者とします。

イ ただし、最高となるべき同価の価格提案書の投函をしたものが2者以上ある場合は、直ちにくじにより決定します。

ウ 最低価格を下回る価格提案を行った者については、その価格提案を無効とします。

(7) 受注予定者決定の取消

次のいずれかに該当する場合、受注予定者決定を取り消します。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合

イ 受注予定者が、応募者の資格を失った場合

ウ その他受注予定者が、本件契約の相手方として不適当と認められる場合

(8) 結果の公表

受注予定者を決定したときは、事業者の名称及び金額を大阪市ホームページで公表します。

(9) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われる恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

(10) その他

広告掲載手続きにかかる一切の費用については、受注予定者が負担することとします。